

日本エディブルフラワー協会 会則

第1章 総則

(名称)

当団体は、日本エディブルフラワー協会（英語名Japan EdibleFlower society）と称する。（略称を“JEFS”という）以下本会と称す

(主たる事務所)

本会は、主たる事務所を東京都中央区銀座1丁目3番地3号に置く。

(目的)

本会は、1980年代に導入された食用花（エディブルフラワー）の農産物としての認知度を上げ、生産者の確保や一般消費者への周知活動を行い、もって食卓を彩り、野菜としても優れた栄養価を持つエディブルフラワーを生活に取り入れ、五感に響く食材としてその存在を広く知らせ、農産物として育てて行くことを目的として設立したものである。

(公告の方法)

本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所、或いはインターネットなどで掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(入会)

- 本会の目的に賛同し、入会登録を行った者を会員とする。
- 会員にはプラチナ会員とゴールド会員・一般会員がある
- ゴールド会員・一般会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、一定の要件を満たし理事会の審査の上、会長の承認を得る。
- プラチナ会員となるには、本会所定の様式により申込みを行い一定の要件を満たした上、理事会の推薦をもって、会長の承認を得る。
- プラチナ会員には総会の議決権がある。
- ゴールド・一般会員には総会に於いての議決権はない。

(経費等の負担)

本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもってあてる。
会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

会員は、退会届を本会に提出し、退会することができる。ただし、1か月前に本会に対して予告をする。

(除名)

本会の会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全会員の同意があったとき。

(会費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 会費等の決定・改定は、理事会で決定する

第3章 総会

(構成)

総会は、すべてのプラチナ会員をもって構成する。

(権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算の承認
- (5) 会則の変更
- (6) 解散
- (7) その他総会で決議するものとしてこの会則で定める事項

(開催)

定時総会は、毎年7月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

総会は、理事の過半数の決定に基づき会長が招集する。
総会の招集通知は、会日より7日前までプラチナ会員に対して発する。

(決議の方法)

総会の決議は、別段の定めがある場合を除き、プラチナ会員の議決権の3分の1以上を有するプラチナ会員が出席することで成立し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

プラチナ会員は、各1個の議決権を有する。
総会に出席できないプラチナ会員は、他のプラチナ会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議長)

総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

本会に、次の役員を置く。
理事 2名以上5名以内 監事 1名

(選任)

会長、理事及び監事は、総会の決議によってプラチナ会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。
会長は、理事の互選によって定める。

(任期)

役員任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

理事は、この会則の定めるところにより、その職務を執行する。
会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

理事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、プラチナ会員の半数以上であって、プラチナ会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 計算

(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の総会において承認を受ける。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

本会は、剰余金の分配を行わない。

第6章 会則の変更、解散

(会則の変更)

この会則は、総会における、プラチナ会員の半数以上であって、プラチナ

会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

本会は、総会における、プラチナ会員の半数以上であって、プラチナ会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散する。

第7章 附 則

(施行日)

この会則は、平成28年7月21日から施行する。

(最初の事業年度)

本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成29年3月31日までとする。